

『建築職 総まとめ講座 建築史・都市計画』(KU20255)

訂正表

2023年5月16日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P.112	(3)を末尾に挿入	誤		2023/5/16
		正	<p>(3) 田園住居地域内における建築等の規制(都市計画法52条) 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。